

東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例

東大和市り災救助基金条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市り災救助及び災害復旧・復興基金条例

第1条中「による」を「が発生した場合における」に、「救助に」を「救助の実施及び災害復旧・復興事業の実施」に、「東大和市り災救助基金」を「東大和市り災救助及び災害復旧・復興基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。